

令和6年度会計年度任用職員 募集要項

埼玉県比企郡滑川町

(TEL: 0493-56-2211)

1. 会計年度任用職員について

会計年度任用職員とは、1年度ごとに任用される非常勤の地方公務員です。地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が創設されました。この制度に基づき、令和6年度の会計年度任用職員を募集いたします。

2. 募集について

(1) 申込資格

次の地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②滑川町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 申込書類・期間

申込書類：任用申込書、履歴書（町所定様式）、資格が必要な職種は資格証（写し）
※現在、滑川町に会計年度任用職員として任用されている方は、履歴書は不要です。

申込先：滑川町役場 総務政策課 総務担当（郵送又は持参）

申込期間：令和5年11月1日（水）～17日（金）、8時30分～17時15分

※土日祝日を除く。郵送の場合、11月17日（金）必着。

その他：期限後もその都度受け付けはしますが、採用は申込期間内に受け付けた方を優先とします。また、提出された申込書はお返しできませんので、予めご了承ください。

(3) 選考方法

面接（12月に実施予定）、書類選考、健康診断

(4) 選考の流れ

選考を通過した場合は、採用候補者名簿に登載され、令和6年4月1日以降に任用される予定です。職種や配属場所によっては、年度途中からの任用となる場合があります。また、採用候補者名簿に登載されている場合でも、人員配置の都合等により、任用とならない場合があります。

なお、会計年度任用職員の任用は1年度ごととなるため、再度任用を希望される方は、毎年度申込書類を提出する必要があります。

(5) 募集職種（勤務時間及び勤務場所については、次頁をご覧ください。）

【町長部局の職種】

職 種	人数	職 務 内 容	報酬※ (時給換算額)
一般事務	30名程度	窓口・電話対応等の一般事務補助等 他勤務場所による（電話交換、介護 認定調査、デマンド交通受付等）	1,028円
うち障がい者採用	若干名	受付、簡易な事務補助作業等 （内容は適宜調整いたします）	
町長車運転手	1名	町長車の運転業務、事務補助業務	1,133円
デマンド運転手	4名程度	デマンド交通の運転業務	1,098円
保健師、助産師、看護師 いずれか（要資格）	若干名	母子等の相談・支援・訪問・健診等	1,190円 又は1,282円
子ども家庭支援員	1名	子ども家庭総合支援拠点に関する 業務	1,259円

【教育委員会部局の職種】

職 種	人数	職 務 内 容	報酬※ (時給換算額)
一般事務	10名程度	窓口・電話対応等の一般事務補助等 他勤務場所による（図書整理、出土 品の整理・タナゴの飼育等）	1,028円
うち障がい者採用	若干名	受付、簡易な事務補助作業等 （内容は適宜調整いたします）	
幼稚園教諭（要資格）	若干名	幼稚園児の保育等	1,060円 又は1,133円
学校校務員	4名程度	校内の環境整備、来客接待、給食の 仕分け・配膳、その他用務全般	1,028円
給食配膳員	4名程度	学校給食の仕分け・配膳等	1,028円
生活学習支援員	20名程度	特別に支援を要する幼児・児童・生 徒への学習・生活の補助	1,044円
通学支援員	若干名	通学の補助・付き添い	1,044円
教育相談員	若干名	本人・保護者・教職員との相談、研 究、関係機関との連絡調整等	1,044円
スクールサポートス タッフ	3名程度	学校教諭の補助（教材の準備等）	1,044円
スクールソーシャル ワーカー（要資格）	若干名	児童生徒の相談、家庭訪問、諸問題 の解消	1,811円
社会教育指導員	2名程度	社会教育に対する指導・助言等	1,206円
学校教諭（要資格）	若干名	小学校外国語指導教諭、 小学校理科指導教諭、 中学校教諭、学習指導員	1,512円
図書館長	1名	図書館長としての図書館運営業務	1,316円

※ 報酬欄の金額は、「滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」及び「滑川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」に基づき、任用初年度の報酬額を時給換算したものです。

幼稚園教諭、保健師等の報酬欄が2段書きになっているものについては、実務経験（2年以上）の有無によって適用が変わります。

報酬額は、変更する場合がありますので、ご了承願います。

3. 任用後について

(1) 任用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日の範囲内

(募集の時点で任用されている方も含め、毎年度、募集、選考及び採用を行います。)

(2) 勤務場所・勤務時間

【町長部局の職種】

※勤務時間は、勤務時間欄の範囲内で定めます。

募集職種	勤務場所	勤務時間※	勤務日数
一般事務	役場庁舎内 又は 保健センター	8:30～17:15	週5日以内
各種運転手	役場庁舎内 (他運行先・出張先)	8:30～17:15	週4日以内
保健師、助産師、看護師	保健センター	8:30～17:15	週5日以内
子ども家庭支援員	役場庁舎内	8:30～17:15	週5日以内

【教育委員会部局の職種】

※勤務時間は、勤務時間欄の範囲内で定めます。

募集職種	勤務場所	勤務時間※	勤務日数
一般事務	文化財整理室	8:30～17:15	週3日以内
	図書館、エコミュージアムセンター	8:45～17:30	週5日以内
	滑川幼稚園	8:00～16:15	週5日以内
	滑川幼稚園 (預かり保育等)	8:45～17:00	週5日以内
幼稚園教諭	滑川幼稚園	8:00～16:30	週5日以内
	滑川幼稚園 (預かり保育等)	8:00～18:00のうち7.75時間を交代制で勤務	週5日以内
学校校務員	宮前小学校、福田小学校	7:30～15:45	週5日以内
	月の輪小学校	7:15～15:30	週5日以内
	滑川中学校	7:45～16:00	週5日以内
給食配膳員	宮前小学校、福田小学校	10:30～13:30	週5日以内
	月の輪小学校、滑川中学校	10:00～13:30	週5日以内
生活学習支援員	滑川幼稚園	8:30～14:30	週5日以内
	宮前小学校	8:20～15:05	週5日以内
	福田小学校	7:50～14:35	週5日以内
	月の輪小学校	8:15～15:00	週5日以内
	滑川中学校	8:15～15:15	週5日以内
通学支援員	宮前小学校通学路	6:40～8:40	週3日以内
教育相談員	滑川中学校	9:00～16:10 又は 9:00～16:00のうち4.5時間を勤務	週5日以内
スクールサポートスタッフ	町内小学校	8:30～11:30	週3日以内
スクールソーシャルワーカー	役場庁舎内	9:00～16:00	週1日
社会教育指導員	役場庁舎内	8:30～17:15	週3日
学校教諭	宮前小学校、福田小学校、滑川中学校	8:15～16:45	週5日以内
図書館長	図書館	8:45～17:30	週3日以内

(3) 勤務日数・休日・休暇

勤務日数は、週 5 日以内で定めます。

土・日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は休業です。

図書館、エコミュージアムセンターについては、月曜日、祝日及び年末年始（同上）は休業、火曜日から日曜日が勤務日ですが、勤務日が週 5 日を超えることは原則ありません。

なお、教育委員会部局において、職種によって学校の長期休業期間等で、勤務を要しない場合や、勤務日数及び勤務時間が変動する場合があります。

また、休暇については、「滑川町会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」等に基づく休暇、休業を取得できます。

(4) 給与等

「滑川町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」及び「滑川町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則」に基づき、給料・地域手当・通勤手当・出張の際の旅費・期末手当（年 2 回のボーナス）、又はそれに相当する報酬・費用弁償（通勤手当相当分）・期末手当（同上）を支給します。

次年度以降も継続して任用された場合は、経験年数の加算（昇給）があります。

(5) 社会保険・雇用保険について

以下の保険について、以下の条件を満たす場合は加入となります。

《社会保険》 以下の条件①②のどちらかに当てはまる場合

① 週 29 時間を超えて勤務する者

② 任期 2 か月以上、週 20 時間以上、月額 88,000 円以上勤務し、かつ、学生でない者

※社会保険に加入した場合、保険証を交付します。任用申込者が社会保険上の被扶養者の場合は、任用日時点で社会保険上の扶養から外れますのでご了承ください。

《雇用保険》 任期 1 ヶ月以上かつ週 20 時間以上勤務する者（学生は除く）

(6) その他

地方公務員法に定める以下の服務規程が適用され、分限・懲戒処分などを受ける場合がありますので、遵守をお願いします。

（かっこ内は地方公務員法の各条に対応）

- ① 服務の根本基準（第 30 条）
- ② 服務の宣誓（第 31 条）
- ③ 法令及び上司の命令に従う義務（第 32 条）
- ④ 信用失墜行為の禁止（第 33 条）
- ⑤ 秘密を守る義務（第 34 条）
- ⑥ 職務に専念する義務（第 35 条）
- ⑦ 政治的行為の制限（第 36 条）
- ⑧ 争議行為等の禁止（第 37 条）
- ⑨ 営利企業等の従事制限（兼業の禁止）（第 38 条）※パートタイムの者は除く

【問合せ・任用申込先】

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1
滑川町役場 総務政策課 総務担当
電話 0493-56-2211

また、以下の場合には、速やかにご連絡をお願いいたします。

- 申込書及び履歴書記載の連絡先に変更がある場合
- 他に就職先が決定した場合、又は任用を希望しなくなった場合